

美術

教科に関する科目

芸術学部

ビジュアル・アーツ学科

No.1

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中1	高1	
絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	20	○絵画基礎	2			映像メディア表現を含む
		絵画A	2			
		絵画B	2			
		絵画C	2	6	6	
		絵画総合制作	3			
		○平面造形基礎	2			
		○コンピュータグラフィックスA	2			
		○彫刻基礎	2			
		彫刻A	2			
		彫刻B	2	4	4	
		彫刻C	2			
		彫刻総合制作	3			
		○立体・空間造形基礎	2			
		○デザイン基礎	2			
		情報デザインA	2			
情報デザインB	2					
情報デザインC	2					
空間デザインA	2	4	4			
空間デザインB	2					
空間デザインC	2					
デザイン総合制作	3					
○映像A	2					
○工芸基礎	2					
テキスタイルデザインA	2					
テキスタイルデザインB	2					
テキスタイルデザインC	2					
金工A	2		なし			
金工B	2	2				
金工C	2					
陶芸A	2					
陶芸B	2					
陶芸C	2					
工芸総合制作	3					
○ビジュアル・アーツ概論	2					
○美術史基礎	2					
		6	6			
○美術論概説	2					
西洋美術史A	2					
日本美術史A	2					

芸術学部

ビジュアル・アーツ学科

No.2

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単 位	科 目	単 位	中1	高1	
		西洋美術史B	2			
		日本美術史B	2			
		人体構造研究	2			
		美学	2			
		映像B	2			
		東洋美術史	2			
		エコロジー概論	2			
	20	免許状取得に必要な単位数		22	20	

〔備考〕 ○印は必修科目

* 高等学校教諭（美術）1種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて

高等学校教諭（美術）1種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。